

**財務省第13入札等監視委員会
平成24年度 第3回定例会議議事概要**

開催日及び場所	平成25年3月18日(月) 熊本国税局第1会議室	
委員	委員	上拂 耕生 (熊本県立大学 総管理学部 准教授)
	委員	大脇 成昭 (熊本大学 法学部 准教授)
	委員	北里 敏明 (北里 敏明法律事務所・弁護士)
審議対象期間	平成24年10月1日(月) ～ 平成24年12月31日(月)	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 今津留住宅1～9号棟ほか1屋外給水設備改修その他工事(改24) 契約相手方 : 西部電気工業 株式会社 契約金額 : 40,950,000円(税込) 契約締結日 : 平成24年11月21日 担当部局 : 九州財務局
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 確定申告電話相談センター関係の電話通信回線網構築等業務 契約相手方 : ソフトバンクテレコム 株式会社 契約金額 : 1,044,909円(税込) 契約締結日 : 平成24年10月19日 担当部局 : 熊本国税局
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名 : 平成24年度車載型不正薬物・爆発物探知装置保守点検業務委託 契約相手方 : 株式会社 日立ハイテクソリューションズ 契約金額 : 1,575,000円(税込) 契約締結日 : 平成24年11月14日 担当部局 : 沖縄地区税関
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 : 「確定申告電話相談センター」における電話対応の運營業務委託 契約相手方 : 株式会社 もしもしホットライン 契約金額 : 2,614,500円(税込) 契約締結日 : 平成24年12月10日 担当部局 : 沖縄国税事務所
委員からの意見・質問、それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
【事案1】 今津留住宅1～9号棟ほか1屋外給水設備改修その他工事(改24) 契約相手方：西部電気工業 株式会社 契約金額：40,950,000円(税込) 契約締結日：平成24年11月21日 担当部局：九州財務局 1回目の競争参加資格は管工事とし、2回目は建築一式工事を追加しているが、この業種区分はどのくらい自由にできるのか。 高架水槽の架台の撤去費用がものすごく高いというヒアリング結果ということだが、発注側も見積っておくべきだったのではないか。 その業者の見積りが非常に怪しかったということではないのか。 業者見積りで大きな差があるということだと、幾らが適正な見積りかを判断する必要があるのではないのか。 1回目の入札では3回入札を実施しているが、何回で打ち切りにするかという判断はどうしているのか。 1回目の入札の後ヒアリングを実施しているが、この手続きには何らかの根拠となる規定があるのか。また、ヒアリングは電話で行うのか。 本工事に係る予算は、これを特定した予算を計上していたのか、それともメンテナンス全体の予算の中からこの分を捻出したのか。	こういった工事内容で出すのかというのが一つの中心的な課題となる。今回の工事は給水設備の改修工事であるので、1回目は管工事としたが、入札結果で相当の乖離が見られたためヒアリングを行ったところ、高架水槽の架台の撤去費用がものすごく高いということであったことから、2回目は建築一式工事を追加している。 当局も高架水槽の架台の撤去費用について見積りを取って予定価格を組んでいるが、その見積りはそれほど高いものではない。 23年度に他の住宅で同じような工事を実施しているが、そこについては見積り金額程度で撤去できていたので、見積りは適正な価格と判断して予定価格を組んだものである。 適正な予定価格を組むという意味合いでは、複数の業者から見積りを取る必要がある。 何回実施するのかはその場の雰囲気次第であり、2回目に幾ら落ちるのか、3回目はいくら落ちるのかということで、落札まで行くかどうかを基本的には判断している。 法的な根拠はない。今回の場合は、予定価格と応札価格の差があまりにもあり過ぎたので、どこに原因があるのかを発注者として知るためにヒアリングを行ったものである。また、今回の場合は、入札が完全に終わった後で電話でヒアリングを行っている。 予算については、案件毎に概算要求を行いその後に本要求というかたちで、維持整備費用は予算要求している。
【事案2】 確定申告電話相談センター関係の電話通信回線網構築等業務 契約相手方：ソフトバンクテレコム 株式会社 契約金額：1,044,909円(税込) 契約締結日：平成24年10月19日 担当部局：熊本国税局 入札への参加資格について、本来は「役務の提供等」の「D」等級であるのを、業者が少ないことから、「A」等級から「D」等級の全等級としているが、九州内で電話通信回線網構築等業務を請け負うことができる業者を何者くらい把握しているか。 確定申告期間中のみネットワークを構築するのではなく、常時、構築しておいた方が、手間が省けるのではないか。 なぜ、ソフトバンクテレコムのみが、3か月のといった短期間のネットワーク構築に対応できるのか。	九州では、契約業者のほか少なくとも、NTT(日本電信電話株式会社)、KDDI(KDDI株式会社)及びQ1Net(九州通信ネットワーク株式会社)の3者が入札への参加資格を有している。 当局としても、常時構築した方がよいが、1年間の内9か月は使用しないため、コストの問題があり、3か月のみ構築している。 ソフトバンクは、平成19年の当業務の開始時に、二の丸の国税局及び千葉城の相談室の間を光回線でつなげていることから、初期投資が不要である。 これに対し、他者は、初期投資が必要であることから金銭的に不利である。また、3か月といった短期間のネットワーク構築は、会社の方針により対応できない状況にあると聞いている。

意見・質問	回 答
【事案3】 平成24年度車載型不正薬物・爆発物探知装置保守点検業務委託 契約相手方：株式会社 日立ハイテクソリューションズ 契約金額：1,575,000円(税込) 契約締結日：平成24年11月14日 担当部局：沖縄地区税関 当該装置は特許を取得しているのか。 国内に同様な装置を製造している他のメーカーはあるのか。 また、国内だけでなく、海外にも同様な装置を製造しているメーカーはあるのか。 入札で落札せず、不落随意契約となったが、応札者とは最終的にどのように交渉したのか。 見積りは1社のみでしか、取れないということだが、予定価格はどのように作成したのか。 税関の取締りに係る装置となれば、この装置に関しても機密情報があり、相当レベルの情報の保持が必要と想定されるが、今回の保守点検業務については、どの程度のレベルの機密情報の保持が必要になるのか。 全国の税関に装置が配備されているなら、まとめて契約する等の方法で価格を抑えることができないか。 沖縄地区に配備されている装置は、なぜ車載式なのか。	特許は取得していない。 国内で同様な装置を製造しているメーカーは1社しかない。 海外では製造している他のメーカーがあるように聞いている。 応札者は1者であったため、その1者に価格はどこまで下げられるのか確認を取り、提示してもらった価格が予定価格を下回っていたので契約をした。 市場価格調査のために他社等にも見積りを依頼したが、特殊機器であるため、徴取することができなかったことから、納入業者からの部品代及び保守に係る見積りや、物価資料等からの該当項目の積み上げにて予定価格を設定した。 装置の保守点検に関しては、正常な稼動及び測定が確保できれば問題はないので、作業内容自体に高い機密情報があるわけではない。 各税関に装置が配備されている時期が異なっていることで保守点検の内容がそれぞれ異なる等調整が必要になるが、今後検討していきたい。 1台の配備なので、空港、港、外国郵便や輸入貨物の検査等、移動を可能とし、効率的かつ有効的に使用するため、車載式としている。
【事案4】 「確定申告電話相談センター」における電話対応の運営業務委託 契約相手方：株式会社 もしもしホットライン 契約金額：2,614,500円(税込) 契約締結日：平成24年12月10日 担当部局：沖縄国税事務所 本業務は確定申告に関する電話の対応をするコールセンター業務ということであるが、沖縄国税事務所の施設である税務大学校沖縄研修支所内に設置する意図は。 コールセンターにおけるオペレータの延べ人数は231人日となっているが、業務期間中の日々の配置は受託者が決めているのか。 オペレータの研修は誰がどのように行なっているのか。 本業務に使用する電話・インターネット回線の調達は行なっていないのか。 競争参加資格の等級について、本来は「D」等級だが「A」等級まで拡大している根拠は。	税務大学校沖縄研修支所の建物には、当所の税務相談室も設置されている。 本件コールセンター、税務相談室及び税務署が緊密に連携し、全体として一番いい納税者サービスを行なうための様々な調整が行なえるよう、当所施設内に設置している。 当所は、過去の確定申告期間中の受電本数等のデータを保有しているため、これに基づき、当所においてオペレータの配置計画を立てている。 仕様書において、オペレータの研修及び研修資料の作成は、受託者が行なうことになっている。 なお、この研修資料については、当所個人課税課職員が詳細にチェックしている。 当所の場合、本件コールセンターで使用する回線は既存の回線容量で間に合うので、調達していない。 本件の競争参加資格者の等級は「財務省所管の物品製造等の契約に係る競争参加資格者資格審査事務取扱要領」の別表第1に基けば、予定価格から「D」等級ということになるが、「D」等級のみの入札とした場合、競争参加者が著しく少数、或いは「入札参加者なし」になると見込まれたため、「取扱要領」の第16条第1項「契約担当官等が必要と認める場合は1級上位又は1級下位の等級に格付けされた者を参加させることができる。」及びに同条第2項の「1級上位又は1級下位の等級に格付けされた者を参加させても、その等級に格付けされた者がいない場合には必要に応じて資格等級の上位の者を参加させることができる。」との定めに基づいて、「A」等級から「D」等級までの全等級に拡げたものである。 なお、本件は平成19年に開始された業務であり、初回の入札から競争参加資格を「A」等級から「D」等級までの全等級に対象として拡げて入札を実施しているが、これら過去の入札でも、各年ともに参加業者の大半は「A」等級の業者で、「D」等級の業者は皆無という状況になっている。 また、入札を行う段階で、資格等級を1級上位、つまり「C」等級まで拡大しても、競争参加者が全くないとの点を事前に確認することは実務上困難な状況であったが、過去の入札参加状況等から、入札参加者は大多数が「A」等級の者であり、「C」等級の者も少数であると見込まれたため、「A」等級及び「B」等級といった上位の者を参加させなければ十分な競争性を確保できないと考え、「A」等級から「D」等級まですべての等級格付け者を競争参加資格者として認めたものである。